

第500回
三戸町議会臨時会会議録

令和3年12月24日 開会・閉会

三戸町議会

目 次

会期日程	2
上程案件及び処理結果	2
<u>第1日目 令和3年12月24日(金)</u>	
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のために出席した者の職氏名	3
職務のために出席した事務局職員	4
開会・開議	5
日程第1：会議録署名議員の指名	5
日程第2：会期の決定	5
日程第3：諸般の報告	6
・議長の報告	
日程第4：議案一括上程、町長提案理由の説明	6
日程第5：議案第73号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第8号）	7
閉会・署名	10

会期日程表

会 期 令和3年12月24日（1日間）

日 程	月 日	会議の種別	開議時間	内容
第1日	12月24日 (金)	本 会 議	午前10時	<ul style="list-style-type: none">・会議録署名議員の指名・会期の決定・諸般の報告・議案の一括上程・提案理由の説明・議案審議・採決

上程案件及び処理結果

議案案件	番号	件 名	議決年月日	処理結果
議案	73	令和3年度三戸町一般会計補正予算 (第8号)	R3. 12. 24	原案可決

第1日目 令和3年12月24日（金）

○議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 1. 議長の報告
 - 第4 町長提案理由の説明
 - 第5 議案第73号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第8号）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○応招議員（14人）

○出席議員（14人）

- 1番 柳 零 圭 太 君
 - 2番 小笠原 君 男 君
 - 3番 和 田 誠 君
 - 4番 越 後 貞 男 君
 - 5番 乗 上 健 夫 君
 - 6番 山 田 将 之 君
 - 7番 栗谷川 柳 子 君
 - 8番 藤 原 文 雄 君
 - 9番 番 屋 博 光 君
 - 10番 千 葉 有 子 君
 - 11番 久 慈 聡 君
 - 12番 澤 田 道 憲 君
 - 13番 佐々木 和 志 君
 - 14番 竹 原 義 人 君
-

○欠席議員（0人）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

○町長部局

説明員	三戸町長	松尾和彦君
委任説明員	副町長	馬場浩治君

参事（住民福祉課長事務取扱）	馬 場 均 君
参事（総務課長事務取扱）	武士沢 忠 正 君
総務課財政指導監	下 村 太 平 君

○職務のために出席した事務局職員

参事（議会事務局長事務取扱）	貝 守 世 光 君
主 幹	櫻 井 優 子 君

午前 10 時 00 分 開会・開議

○議長（竹原 義人君）

ただいまから第 500 回三戸町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

ここで議事に入る前に、議会運営委員会の経過と結果について、議会運営委員会委員長の報告があります。

8 番、議会運営委員会委員長、藤原文雄君。

○議会運営委員長（藤原 文雄君）

議会運営委員会の審議の経過と結果についてご報告いたします。

第 500 回三戸町議会臨時会の議事日程を審議するため、12 月 21 日、午前 11 時、委員会を招集。馬場副町長の出席を求め、審議の結果、次のとおり決定いたしました。

12 月 24 日、午前 10 時、本会議、開会、開議。会議録署名議員の指名を行い、会期を本日 1 日と定め、諸般の報告を行います。次に、議案を上程し、町長に提案理由の説明を求め、議案第 73 号を審議、採決し、閉会予定と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

令和 3 年 12 月 24 日 三戸町議会運営委員会委員長 藤原文雄。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（竹原 義人君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において 1 番、柳零圭太君、2 番、小笠原君男君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（竹原 義人君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。会期は、本日 1 日と決定しました。

日程第 3 諸般の報告

1. 議長の報告

○議長（竹原 義人君）

日程第 3、次に議長の報告を行います。

地方自治法第 121 条の規定により、本臨時会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたからご了承ください。

次に、町長から議案の提出がありましたので報告します。議案は事前に配付してあります。

日程第 4 町長提案理由の説明

○議長（竹原 義人君）

日程第 4、議案第 73 号を上程いたします。

上程いたしました議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松尾 和彦君）

本日ここに、第 500 回三戸町議会臨時会の招集のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様には、ご多用の折にもかかわらず、ご出席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。

記念すべき第 500 回目の議会の開会に合わせたかのように、大変うれしいニュースが飛び込んでまいりました。12 月 17 日に国の文化審議会による答申により、三戸城跡の国史跡指定の内定がなされ、令和 4 年度の早い時期に正式に決定される運びとなりました。三戸城跡の国史跡指定は、町の悲願でありました。関係者の皆様をはじめ、町民の皆様とこの喜びを分かち合うとともに、このかけがえのない歴史遺産、町民の宝をより一層輝かせるための各種施策に取り組んでまいりますので、今後とも皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今回提案いたします案件について、その概要をご説明申し上げます。

議案第 73 号 令和 3 年度三戸町一般会計補正予算（第 8 号）について申し上げます。本案は、令和 3 年度三戸町一般会計既決予算額 67 億 4,928 万 6,000 円に歳入歳出それぞれ 2 億 3,426 万 3,000 円を追加し、予算総額を 69 億 8,354 万 9,000 円にしようとするものであります。

補正の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯及び住民税非課税世帯等に対する支援として、給付金事業に

係る費用を追加補正しようとするものであります。

以上、案件についてご説明を申し上げましたが、議員の皆様におかれましては十分ご審議の上、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げまして、私の提案理由の説明を終わらせていただきます。

日程第5 議案第73号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第8号）

○議長（竹原 義人君）

日程第5、議案第73号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。補足説明願います。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

議案第73号 令和3年度三戸町一般会計補正予算（第8号）について補足説明申し上げます。

本案は、令和3年度三戸町一般会計既決予算額67億4,928万6,000円に歳入歳出それぞれ2億3,426万3,000円を追加し、予算総額を69億8,354万9,000円にしようとするものであります。

歳入についてご説明いたします。3ページをお願いいたします。10款1項1目地方交付税では、普通交付税を130万円増額しております。

14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金では、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費補助金1億6,468万2,000円を追加しております。2節児童福祉費補助金では、子育て世帯臨時特別支援事業費補助金6,828万1,000円を増額しております。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた住民税非課税世帯及び子育て世帯を支援する取組の一つとして給付金を給付するもので、一部を除き国費で措置されるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費では1億6,468万2,000円を増額しております。住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の臨時特別給付金を給付するもので、2節給料58万5,000円は会計年度任用職員1名分の給料、3節職員手当等49万4,000円は職員の時間外手当が主なものとなります。10節需用費68万円は支給事務に係る消耗品費、印刷製本費であり、11節役務費76万3,000円は通知発送に係る郵便料が主なものとなります。12節委託料198万円は、支給対象者を抽出するために必要となるシステムの改修費用となります。13節使用料及び賃借料18万円は、複写機の借上料であります。18節負担金補助及び交付金1億6,000万円は、住民税非課税世帯等特別給付金であり、対象世帯数を1,600世帯と見込んでおります。

3款2項1目児童福祉総務費では6,958万1,000円を増額しております。子育て世帯への臨時特別給付金を給付するもので、3節職員手当6万1,000円、10節需用費7万

円、11 節役務費 20 万円の事務費のほか、18 節負担金補助及び交付金の子育て世帯臨時特別給付金 6,925 万円となっております。なお、給付対象児童は中学生以下の 850 人、高校生等 250 人、合わせて 1,100 人への給付を想定しております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（竹原 義人君）

質疑に入ります。

澤田議員。

○12 番（澤田 道憲君）

私が聞きたいのは、先ほど説明ありましたが、歳出の 5 ページなのですけれども、3 款民生費、2 項児童福祉費の 18 節の子育て世帯臨時特別給付金 6,925 万円とあるのですけれども、まず聞きたいのは児童手当の所得制限限度額の説明ですが、限度額の説明というのはどういった性格の内容なのかが 1 つと、あと限度額が幾らなのか、それとあと所得制限した場合、当町では何人ぐらいが対象者となるのか、その 3 点、簡単でいいですから説明をお願いいたします。

○議長（竹原 義人君）

暫時休憩いたします。

（午前 10 時 12 分）

休 憩

（午前 10 時 13 分）

○議長（竹原 義人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民福祉課長。

○住民福祉課長（馬場 均君）

初めに、今回の給付金に係る所得制限ということで、児童手当に係る所得制限のほうがそのまま同じ形で制限されるということになっておりまして、金額でいきますと 960 万円、主に世帯を維持している方の所得が 960 万円ということで、今回の給付金につきましてもそのラインが所得制限という形になっております。今回所得制限の対象になる方ということで想定しておりますのが、8 世帯で 13 人の方の部分となっております。

もう一つが……よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（竹原 義人君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

質疑を終結します。

討論に入ります。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

討論を終結します。

これより議案第 73 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（竹原 義人君）

異議なしと認めます。議案第 73 号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（竹原 義人君）

これで本日の日程は終了しました。

会議を閉じます。第 500 回三戸町議会臨時会を閉会します。

午前 10 時 16 分 閉会

署名

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

三戸町議会 議長

署名議員

署名議員
